

# 記入例

## 令和3年度 御殿場市会計年度任用職員申込書

### 写 真

- 縦 40mm×横 30mm
- 本人単身胸から上
- 裏面のりづけ

別紙の募集一覧の職種欄の職種を記入してください。  
一般事務補助、保育士、幼稚園教諭、調理師など

希望する配属番号	<b>1</b>	職種	<b>一般事務補助</b>
----------	----------	----	---------------

「希望する配属番号」欄には、募集案内別紙「会計年度任用職員募集一覧」に記載の配属番号を必ず記入してください。

ふりがな	<b>ごてんば はなこ</b>		性 別	生 年 月 日	
氏 名	<b>御殿場 花子</b>		男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	昭和 <b>平成</b>	<b>7年10月1日</b>
現住所	<b>〒412 - 0042 御殿場市萩原483</b>		連絡先	(本人と確実に連絡の取れる電話番号を記入) 自宅: <b>0550-82-0000</b> 携帯: <b>090-1111-0000</b>	
障がいのある人は障がい名、等級					
学 歴	学 校 名	学 部 科 名	入 学、卒 業 等 年 月 日		
	〇〇中学	—	平成20年4月1日 入学 平成23年3月31日 <b>卒</b> 卒見込・中退		
	〇〇高校	普通科	平成23年4月1日 入学 平成26年3月31日 <b>卒</b> 卒見込・中退		
	〇〇大学	文学部英文科	平成26年4月1日 入学 平成30年3月31日 <b>卒</b> 卒見込・中退		
職 歴	勤 務 先	所 在 地	勤 務 内 容	勤 務 期 間	勤 務 時 間
	(例) 〇〇株式会社	御殿場市	事務	平成31年 4月から 令和元年12月まで	週40時間
	<b>御殿場市役所</b>	<b>〇〇課</b>	<b>事務</b>	<b>平成30年4月から 令和 2年3月まで</b>	<b>週30時間</b>
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	

※(御殿場)市役所での勤務経験がある場合、所在地の欄には所属名(課・園など)を記入してください。

※勤務時間は、1週間あたりの平均勤務時間(休憩時間を除く)を記入してください。

※学歴、職歴について、記入欄が足りない場合は、別で添付してください。

資格・免許名（見込含）	取得(見込)年月	取得機関
自動車運転免許 無・ <b>有</b> （種類： <b>中型</b> ）	平成29年10月	〇〇県公安委員会
刈払機取扱作業に対する安全衛生教育修了証	平成30年8月	〇〇講習協会
志望動機 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 100px;"> <b>必須項目</b> </div>		
自己PR、特技等あれば記入		
<p>募集案内に記載の内容を確認し、御殿場市会計年度任用職員の募集に申し込みます。            なお、申込書の記載事項は事実と相違なく、地方公務員法第16条に規定する欠格条項にも該当して            おりません。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>直筆</b> </div> </div> <p style="text-align: center;">             令和 3 年 4 月 1 日                      署 名                      御殿場 花子           </p>		

- (注) 1 記入に当たっては、黒インクのボールペン等を使用してください。署名は直筆してください。
- 2 記載事項に不正があると採用資格を失うことがありますので注意してください。
- 3 地方公務員法（欠格条項）について  
 第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
1. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  4. 日本国憲法施行の日(昭和二十二年五月三日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者